

先着順による売却物件申込要項

先着順による売却物件とは、一般競争入札により売却に至らなかった物件について、先着順で売却するものです。

市有地購入を希望される方は、次の各事項をご確認のうえ、お申し込みください。

1 売払い物件

売払い物件は、次のとおりです。

物件名	豊町市有地				
土地	物件の所在・地番	地積 (㎡)		地目	備考
		公簿	実測		
	大分市豊町1丁目 6634-1	149.48	149.48	宅地	
	以上1筆				
工作物	—				
売却価格	7,728,000円				

2 売払い物件の事前確認等

- (1) 現地説明会は開催しませんが、お問い合わせいただければ調整のうえ、現地をご案内します。
- (2) 物件調書等の資料は概要の記載ですので、申し込みを行う際は必ず各自で現地及び利用等に
係る諸規制に関する調査確認を行うようにしてください。

3 購入申込者の資格等

- (1) 購入申込者となることができるのは、個人及び法人とします。
 - * 2名以上の連名（共有）による購入も可能です。
- (2) 次の事項に該当する者は、購入することができません。また、先着順による売却を実施するにあたり、大分市暴力団排除条例（平成23年9月28日条例第19号）に基づき購入申込者が暴力団関係者でないことを大分県警察本部に照会しますので、ご了承ください。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ③ 暴力団員が役員となっている事業者。
- ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者。
- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者。
- ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者。
- ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者。
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。
- ⑨ ①から⑧までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人。

4 購入申し込みの受付

(1) 申し込みの受付期間及び受付場所は、次のとおりです。

- ① 受付期間 令和5年10月31日（火）～
午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜及び祝日は除きます。
※先着順となるため、申し込みをされた時点で既に中止している場合もありますので、予めご了承ください。また、同時に複数の申し込みがあった場合は、くじ引きにより決定します。
- ② 受付場所 大分市財務部管財課財産管理担当班（大分市役所本庁舎5階）

(2) 申し込み方法

公有財産払下申請書に必要事項を記入・押印のうえ、誓約書を添えて大分市財務部管財課財産管理担当班（大分市役所本庁舎5階）へ直接持参してください。

- * 電話、郵送等による申し込みはできません。
- * 共有の希望がある場合、共有予定者全員が連名で申し込みください。
誓約書については共有予定者全員分が必要になります。

5 契約上の主な特約

物件の売買契約には、次の特約を付しますので、これらの定めに従っていただくこととなります。

(1) 禁止する用途

- ① 購入申込者は、売買契約締結の日から10年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務

所又はその他これに類するものの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸すことはできません。

- ② 購入申込者は、売買契約締結の日から 5 年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸すことはできません。

(2) 違約金

購入申込者は、正当な事由なく前記（1）に定める義務に違反した場合は、売買代金の 100 分の 30 の違約金を大分市に支払わなければなりません。

(3) 契約の解除

売買契約に定める義務を履行しないときは、大分市は催告なしに契約を解除することができます。

(4) 実地調査

(1) に定める義務の履行状況を確認するため、随時、売却物件の利用状況について実地調査を行います。実地調査の際には、買受者に協力していただきます。

(5) 契約不適合

購入申込者は、契約締結後、売買物件が種類、品質、数量に関して契約の内容に適合しないものであること（例えば、軟弱地盤、地下埋設物、土壌汚染等の問題ですが、これらに限られません）を発見しても、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。

6 契約の締結等

- (1) 購入資格確定日から 7 日以内に売却価格の 1 割以上の代金を契約保証金として納付し、売買契約を締結していただきます。
- (2) 契約者が契約を履行しない場合は、契約保証金は返還いたしません。
- (3) 売買契約書に貼る収入印紙（1 部）は、購入者の負担となります。

7 売買代金の支払期限

- (1) 売買代金は、契約締結後、大分市が発行する納入通知書により、大分市が指定する日（契約締結日から 3 ヶ月以内）までに全額一括して納付していただきます。
- (2) 契約締結時に納付した契約保証金は、売買代金に充当することができます。

8 所有権の移転等

- (1) 所有権の移転は、売買代金全額の支払いがあった日とし、同時に物件を引き渡します。
なお、物件は現状有姿のまま引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引き渡し後に大分市が行います。
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、購入者の負担となります。